【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年12月25日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平木　秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区芝３丁目３３番１号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長　橋詰　廣志
【電話番号】	03-6737-0522
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラジル国債ファンド（毎月分配型） ブラジル国債ファンド（年２回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ブラジル国債ファンド（毎月分配型） 10兆円を上限とします。 ブラジル国債ファンド（年２回決算型） 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ブラジル国債ファンド（毎月分配型）
ブラジル国債ファンド（年2回決算型）
（以下、上記を総称して「ブラジル国債ファンド」ということ、あるいは総称して又は個別に「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。また、ブラジル国債ファンド（毎月分配型）を「毎月分配型」、ブラジル国債ファンド（年2回決算型）を「年2回決算型」ということがあります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、10兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜　3.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。
※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。
「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

（７）【申込期間】

平成29年12月26日から平成30年 6月22日までとします。
継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。
（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：http://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜スイッチング＞

当ファンドはブラジル国債ファンドを構成する各ファンドの間において、スイッチング（※）の取扱いを行う場合があります。

＜受付不可日＞に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

※スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日又は申込日の翌営業日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

サンパウロ証券取引所の休業日

サンパウロの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、ブラジル・レアル建てのブラジル国債等に投資し、投資信託財産の中長期的成長を目指します。

＜信託金限度額＞

ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

上限 4,000 億円

ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

上限 1,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

各ファンド共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産 （　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 公債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他 （　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 公債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他（　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他（　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。
なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

(1)株式

①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含ま

ないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜ファンドの特色＞

1. 主として、投資対象投資信託証券「LM・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）」への投資を通じて、ブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資し、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドのしくみ

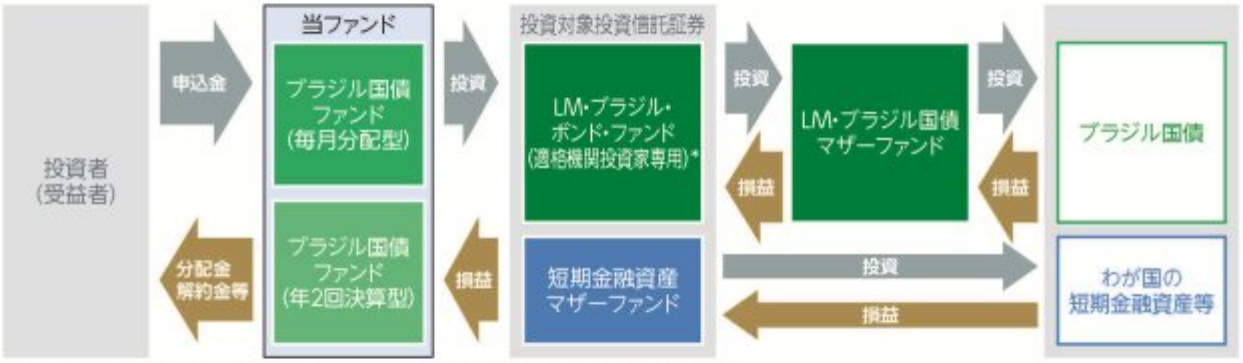

*印のファンドは以下（適格機関投資家専用）を省略して記載することがあります。

※「LM・ブラジル・ボンド・ファンド」の運用はレッグ・メイソン・アセット・マネジメントが行い、実質的な運用はレッグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットのブラジル拠点であるウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダが行います。
「短期金融資産 マザーファンド」の運用は三井住友トラスト・アセットマネジメントが行います。

? ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

2. 「LM・ブラジル・ボンド・ファンド」の実質的な運用はレッグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットのブラジル拠点であるウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダが行います。

WESTERN ASSET　ウエスタン・アセット

－レッグ・メイソン・インクの100%子会社
－設立:1971年、本社:米国カリフォルニア
－運用資産約4,351億米ドル。(約49.0兆円)*

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ(在ブラジル)
－LM・ブラジル国債マザーファンドの投資顧問会社
－運用資産約132億米ドル。(約1.5兆円)*

ウエスタン・アセットの拠点　2017年9月末現在

*2017年9月末の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

LM・ブラジル・ボンド・ファンドの運用プロセス

投資ユニバース
■ ブラジル国債(利付国債、割引国債)

↓

マクロ経済、市場の分析
■ 経済・金融などの分析
■ 政治や社会などの定性判断
■ 各年限別の利回り分析

↓

ポートフォリオ構築

※2017年10月末現在。上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

3. 原則として、毎決算時に収益の分配を行います。

分配方針

ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

●原則として、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

収益分配のイメージ

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

●原則として、年2回(3月、9月の23日(休業日の場合は翌営業日))決算を行い、収益の分配を行います。
●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

収益分配のイメージ

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

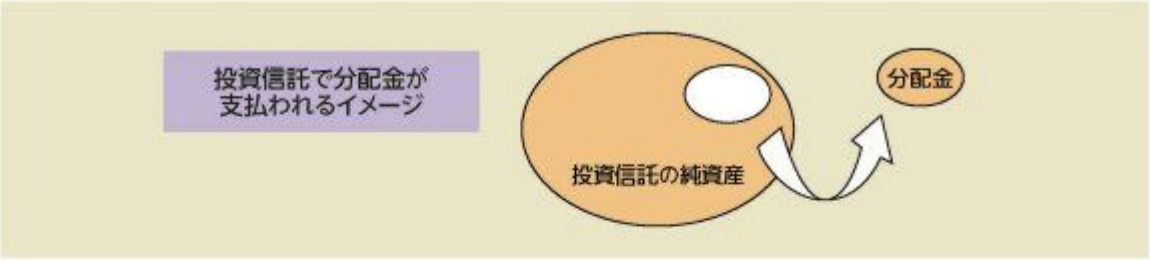

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

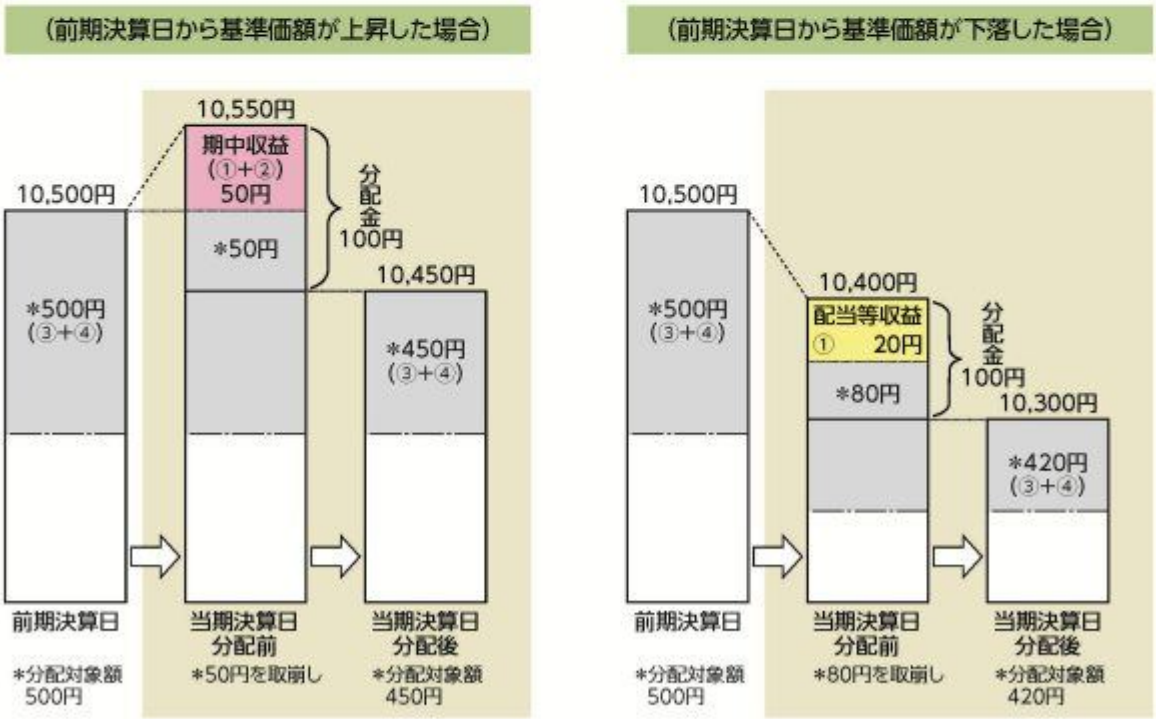

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

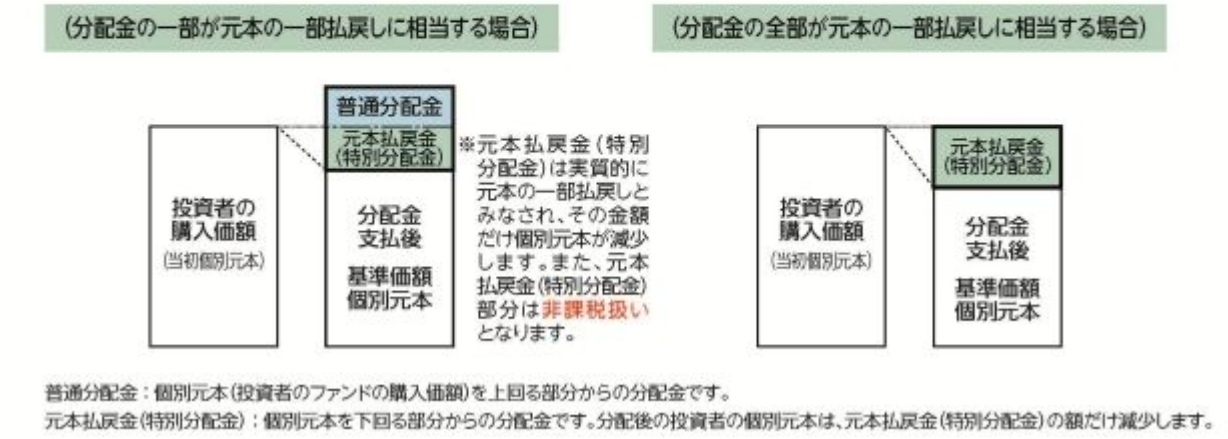

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

主な投資制限

●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
●株式への直接投資は行いません。
●外貨建資産への直接投資は行いません。
●デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

平成24年4月16日　　当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人

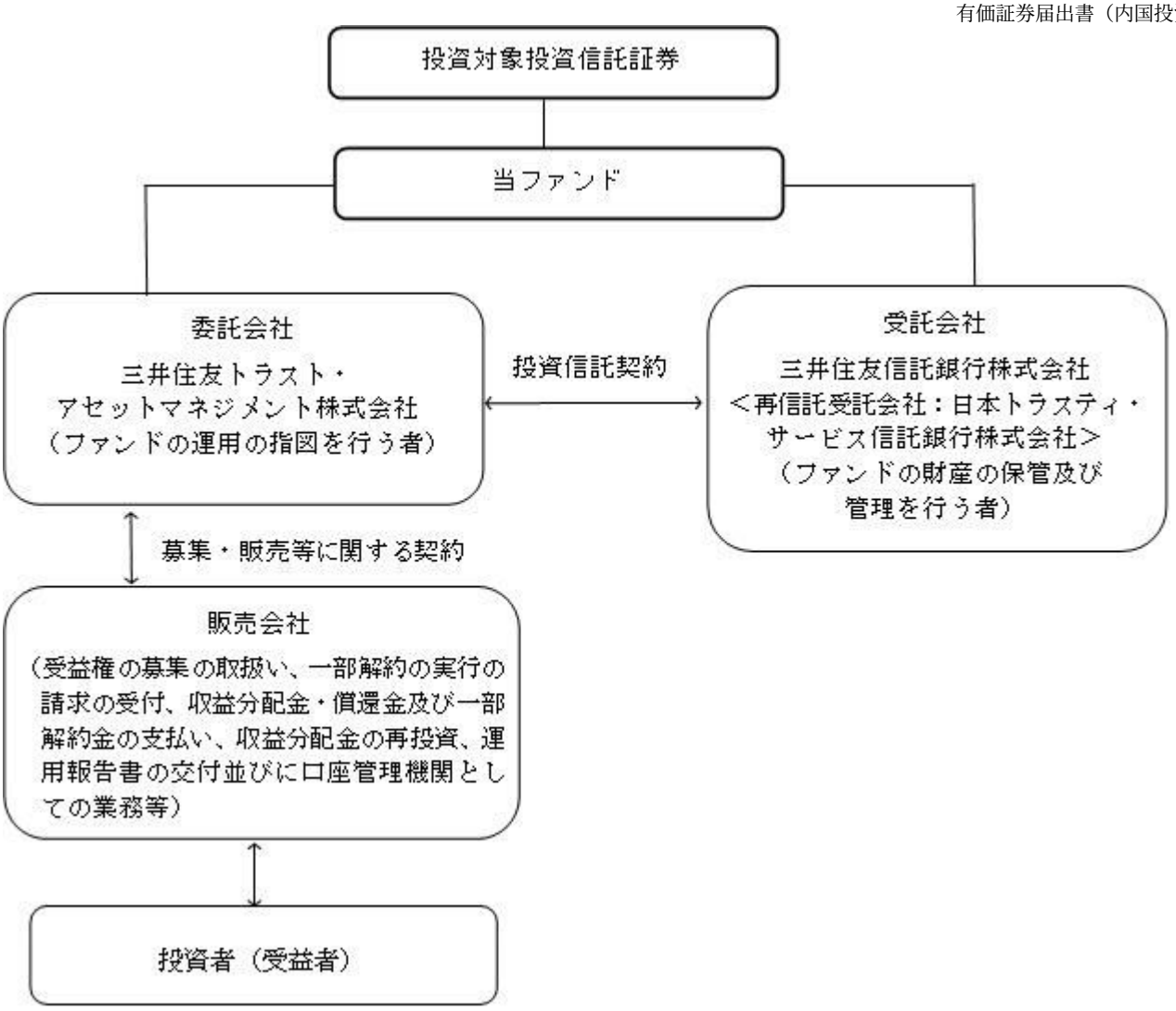

②委託会社の概況（平成29年10月31日現在）

イ．資本金の額：3億円

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月1日：	**住信キャピタルマネジメント株式会社設立**
昭和62年2月20日：	**投資顧問業の登録**
昭和62年9月9日：	**投資一任契約に係る業務の認可**
平成2年10月1日：	**住信投資顧問株式会社に商号変更**
平成11年2月15日：	**住信アセットマネジメント株式会社に商号変更**
平成11年3月25日：	**証券投資信託委託業の認可**
平成19年9月30日：	**金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）**
平成24年4月1日：	**中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更**

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として、「LM・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「LM・ブラジル・ボンド・ファンド」という場合があります。）への投資を通じて、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

イ．LM・ブラジル・ボンド・ファンド

ロ．短期金融資産 マザーファンド

このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

③投資態度

イ．主として、LM・ブラジル・ボンド・ファンドへの投資を通じて、ブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資します。

ロ．LM・ブラジル・ボンド・ファンドの組入比率は、高位を基本とします。

ハ．ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1.有価証券

2.金銭債権

3.約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

1.為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、LM・ブラジル・ボンド・ファンド及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「短期金融資産 マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前号の証券の性質を有するもの

3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

4.外国法人が発行する譲渡性預金証書

5.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

ロ．上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象投資信託証券の概要は、下記「(参考)投資対象投資信託証券の概要」に記載されている通りです。

(参考)投資対象投資信託証券の概要

以下の内容は、平成29年10月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象投資信託証券の運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該投資信託証券に限定されます。

ファンド名	**LM・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）**
運用会社	**レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社**
運用の基本方針	**当ファンドは、主に「LM・ブラジル国債マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主にブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。**
主要投資対象	**「LM・ブラジル国債マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。**
投資態度	**①LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。** **②LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。** **③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。** **④デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。** **⑤資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。**

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ②新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月13日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	①各決算日に決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。（決算日から起算して5営業日目までに支払います。） ②経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含む）等の全額を分配対象額の範囲とし、運用会社が基準価額水準等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対し年0.5724%（税抜0.53%） 内訳：運用会社　　0.54%　（税抜0.50%） 販売会社　　0.0108%（税抜0.01%） 受託会社　　0.0216%（税抜0.02%） ・運用再委託会社の報酬は、運用会社が収受する運用会社報酬から支弁されます。 ・信託報酬のほか、信託事務の諸費用及びその他の諸費用（監査費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限）をファンドから支弁します。 ・非居住者のブラジル国内債券投資に課される金融取引税が、マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となる場合があります。(税率等については、ブラジルにおける税制変更に伴い変更される場合があります。)
設定日	平成23年10月18日
信託期間	原則として、平成23年10月18日から平成33年10月13日 純資産総額が20 億円又は同一マザーファンドに投資する投資信託の純資産総額の合計が30 億円を下回り、かつ運用の基本方針に沿った適切な運用が困難であると認める場合その他のこの信託についてやむを得ない事情が発生したと認める場合は、償還します。

運用再委託会社	マザーファンドの運用の指図に関する権限をレッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ」（在 ブラジル）に委託します。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	短期金融資産 マザーファンド
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、わが国の短期金融資産等（短期公社債及び短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	わが国の短期金融資産等
投資態度	①わが国の短期金融資産等を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利※の累積投資収益率を上回る運用成果をめざします。 ※「無担保コール翌日物金利」とは、日本銀行が金融調節を行う上でのターゲット・レートとしている短期金利で、金融機関の間で担保なしにお金を借りて翌営業日に返す翌日物の金利です。 ②国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ③投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。 ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は、転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ることとし、投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④外貨建資産への投資は行いません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑥デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。

決算日	毎年9月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
設定日	平成19年9月26日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社 又は助言会社	該当事項はありません。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。

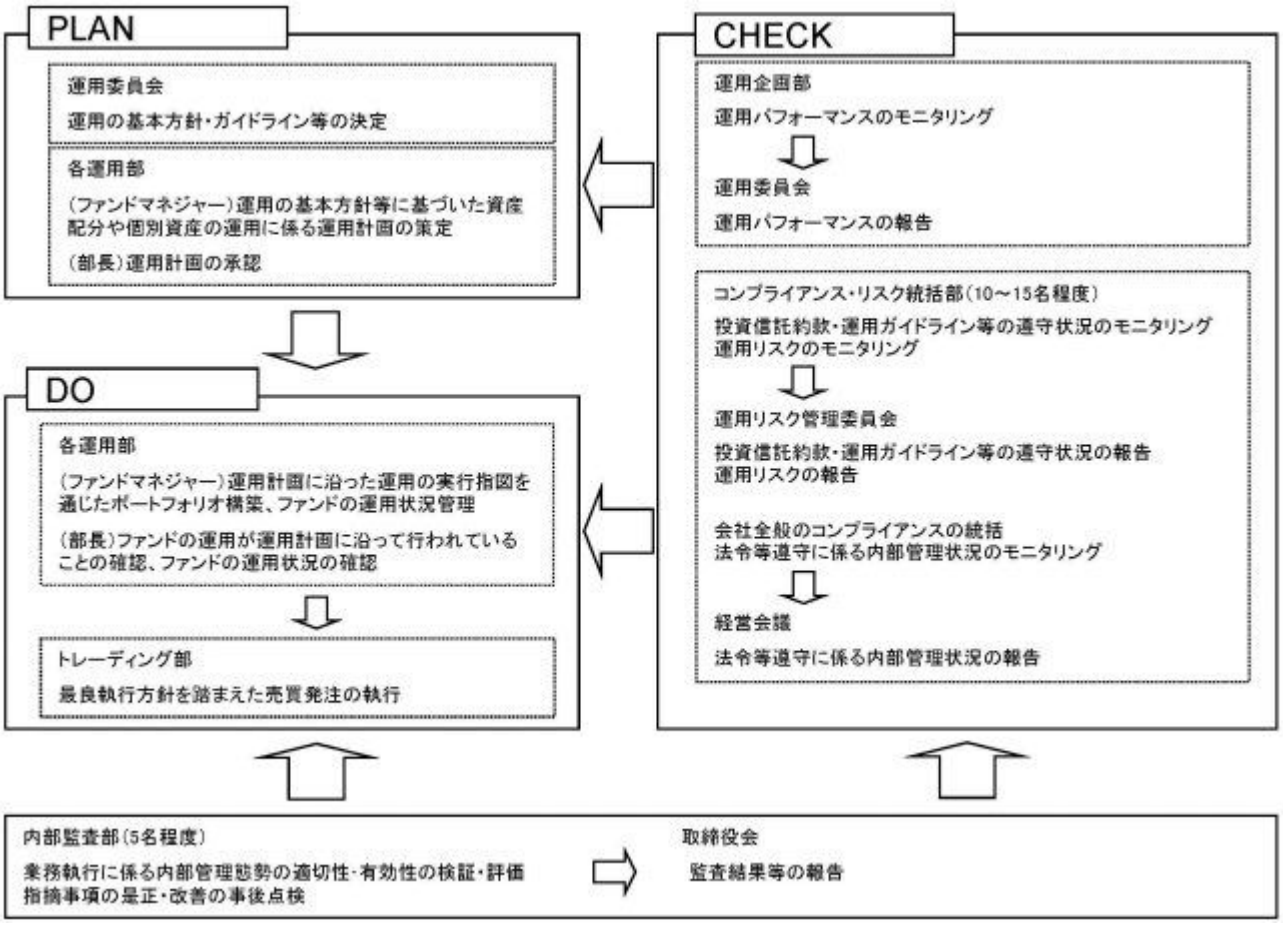

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

毎決算時（決算日は毎月23日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- **分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。**
- **分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。**
- **留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。**

ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

年2回の毎決算時（決算日は毎年3月、9月の23日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- **分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。**
- **分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。**
- **留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。**

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

イ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．株式への投資

株式への直接投資は行いません。

ハ．同一銘柄の投資信託証券への投資割合

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ニ．外貨建資産への投資

外貨建資産への直接投資は行いません。

ホ．デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

ヘ．公社債の借入れ

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。この借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ト．資金の借入れ

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を

目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

チ．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他の投資制限＞

イ．当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象とする投資信託でデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

②金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①同じ投資対象投資信託証券に投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象投資信託証券において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

①運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

〔参考情報〕

ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

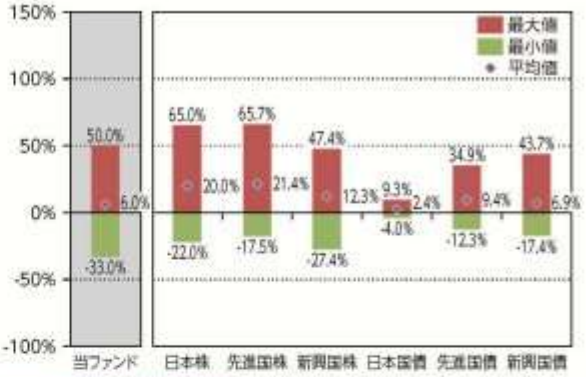

ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

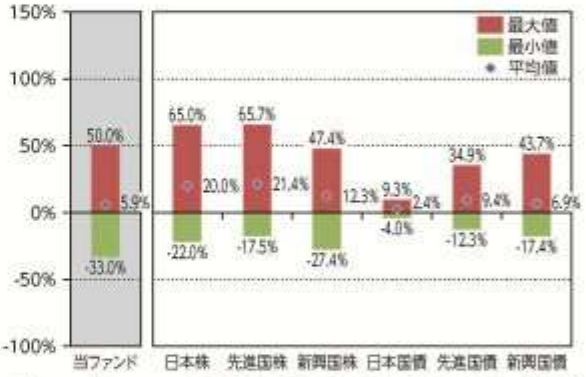

＊当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

＊当ファンドについては2013年4月～2017年10月の4年7ヶ月間、他の代表的な資産クラスについては2012年11月～2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

＊各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)※1
先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)※2
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)※3
日本国債… NOMURA-BPI国債※4
先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)※5
新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)※6

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

※1～※6については、後掲「各資産クラスの指数の概要」をご覧ください。

〔参考情報〕

各資産クラスの指数の概要

※1 TOPIX（東証株価指数）とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※4 NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜　3.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時に、信託財産留保額（※）の控除はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.1016%（税抜　1.02%）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	**年率　0.27%　（税抜　0.25%）**	**委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価**
販売会社	**年率　0.7992%　（税抜　0.74%）**	**運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価**
受託会社	**年率　0.0324%　（税抜　0.03%）**	**運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価**

②信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象投資信託証券に関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象投資信託証券の信託報酬等

各投資対象投資信託証券の信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象投資信託証券から支払われます。

なお、各投資対象投資信託証券とも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
ＬＭ・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）	**年率 0.5724%（税抜 0.53%）**
短期金融資産 マザーファンド	**ありません。**

当ファンドの信託報酬に投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

◎実質的な信託報酬率：年率1.674%程度（税抜　1.55%程度）
（投資対象とする投資信託証券：年率0.5724%（税抜0.53%））

（４）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。（＊））。

＊非居住者のブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対して課される金融取引税はＬＭ・ブラジル国債マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの全受益者の負担

となりますが、課税の有無、税率等は、ブラジルにおける税制変更に伴い変更される場合があります。（平成29年10月末現在、0%）

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税　率（内　訳）
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額について

は、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税　率　（所得税のみ）
平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、平成29年10月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、平成29年10月31日現在の状況について記載してあります。

【ブラジル国債ファンド（毎月分配型）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

投資信託受益証券	日本	3,336,348,776	97.80
親投資信託受益証券	日本	2,151,706	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	72,985,997	2.14
合計(純資産総額)		3,411,486,479	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	LM・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）	5,175,040,757	0.6697	3,465,724,794	0.6447	3,336,348,776	97.80
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	2,120,953	1.0145	2,151,706	1.0145	2,151,706	0.06

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.80
親投資信託受益証券	0.06
合計	97.86

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1特定期間末	(平成24年 9月24日)	12,572,621,861	12,711,630,863	9,044	9,144
第2特定期間末	(平成25年 3月25日)	11,822,015,570	11,909,696,309	10,786	10,866
第3特定期間末	(平成25年 9月24日)	10,306,462,138	10,391,375,210	9,710	9,790
第4特定期間末	(平成26年 3月24日)	9,064,273,984	9,145,037,216	8,979	9,059
第5特定期間末	(平成26年 9月24日)	4,698,979,267	4,738,770,140	9,447	9,527
第6特定期間末	(平成27年 3月23日)	3,670,149,226	3,709,680,977	7,427	7,507
第7特定期間末	(平成27年 9月24日)	2,358,359,350	2,394,133,019	5,274	5,354
第8特定期間末	(平成28年 3月23日)	2,121,158,660	2,150,222,602	5,839	5,919
第9特定期間末	(平成28年 9月23日)	1,963,741,683	1,990,850,762	5,795	5,875
第10特定期間末	(平成29年 3月23日)	3,271,793,509	3,310,856,846	6,700	6,780
第11特定期間末	(平成29年 9月25日)	3,826,146,811	3,872,253,013	6,639	6,719
	平成28年10月末日	2,133,484,769	—	6,079	—
	11月末日	2,451,462,468	—	6,024	—
	12月末日	2,919,814,102	—	6,540	—
	平成29年 1月末日	3,211,608,877	—	6,725	—
	2月末日	3,165,295,852	—	6,745	—
	3月末日	3,332,971,465	—	6,635	—
	4月末日	3,254,862,248	—	6,448	—
	5月末日	3,398,379,011	—	6,231	—
	6月末日	3,679,329,214	—	6,194	—
	7月末日	3,783,961,054	—	6,516	—
	8月末日	3,796,227,574	—	6,430	—
	9月末日	3,821,117,490	—	6,521	—
	10月末日	3,411,486,479	—	6,269	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年 4月16日～平成24年 9月24日	500
第2特定期間	平成24年 9月25日～平成25年 3月25日	500
第3特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月24日	480
第4特定期間	平成25年 9月25日～平成26年 3月24日	480
第5特定期間	平成26年 3月25日～平成26年 9月24日	480
第6特定期間	平成26年 9月25日～平成27年 3月23日	480
第7特定期間	平成27年 3月24日～平成27年 9月24日	480
第8特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月23日	480
第9特定期間	平成28年 3月24日～平成28年 9月23日	480
第10特定期間	平成28年 9月24日～平成29年 3月23日	480
第11特定期間	平成29年 3月24日～平成29年 9月25日	480

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1特定期間	平成24年 4月16日～平成24年 9月24日	△4.6
第2特定期間	平成24年 9月25日～平成25年 3月25日	24.8
第3特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月24日	△5.5
第4特定期間	平成25年 9月25日～平成26年 3月24日	△2.6
第5特定期間	平成26年 3月25日～平成26年 9月24日	10.6
第6特定期間	平成26年 9月25日～平成27年 3月23日	△16.3
第7特定期間	平成27年 3月24日～平成27年 9月24日	△22.5
第8特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月23日	19.8
第9特定期間	平成28年 3月24日～平成28年 9月23日	7.5
第10特定期間	平成28年 9月24日～平成29年 3月23日	23.9
第11特定期間	平成29年 3月24日～平成29年 9月25日	6.3

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	平成24年 4月16日～平成24年 9月24日	15,362,480,551	1,461,580,335	13,900,900,216
第2特定期間	平成24年 9月25日～平成25年 3月25日	15,901,566,539	18,842,374,363	10,960,092,392
第3特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月24日	5,029,349,524	5,375,307,829	10,614,134,087
第4特定期間	平成25年 9月25日～平成26年 3月24日	4,536,770,488	5,055,500,519	10,095,404,056
第5特定期間	平成26年 3月25日～平成26年 9月24日	657,408,918	5,778,953,778	4,973,859,196
第6特定期間	平成26年 9月25日～平成27年 3月23日	1,546,799,085	1,579,189,301	4,941,468,980
第7特定期間	平成27年 3月24日～平成27年 9月24日	884,953,401	1,354,713,679	4,471,708,702
第8特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月23日	205,425,368	1,044,141,279	3,632,992,791
第9特定期間	平成28年 3月24日～平成28年 9月23日	491,025,406	735,383,311	3,388,634,886
第10特定期間	平成28年 9月24日～平成29年 3月23日	3,223,678,803	1,729,396,517	4,882,917,172
第11特定期間	平成29年 3月24日～平成29年 9月25日	2,780,651,456	1,900,293,374	5,763,275,254

(注1)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ブラジル国債ファンド（年２回決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	431,229,295	98.44
親投資信託受益証券	日本	142,666	0.03

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	6,704,739	1.53
合計(純資産総額)		438,076,700	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	LM・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）	668,883,660	0.6797	454,683,701	0.6447	431,229,295	98.44
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	140,627	1.0146	142,680	1.0145	142,666	0.03

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.44
親投資信託受益証券	0.03
合計	98.47

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(平成24年 9月24日)	372,777,376	373,164,210	9,637	9,647
第2期計算期間末　(平成25年 3月25日)	443,842,529	444,210,220	12,071	12,081

第3期計算期間末	(平成25年 9月24日)	382,555,597	382,890,181	11,434	11,444
第4期計算期間末	(平成26年 3月24日)	379,465,033	379,806,351	11,118	11,128
第5期計算期間末	(平成26年 9月24日)	220,544,350	220,724,550	12,239	12,249
第6期計算期間末	(平成27年 3月23日)	186,559,792	186,743,230	10,170	10,180
第7期計算期間末	(平成27年 9月24日)	128,966,744	129,134,339	7,695	7,705
第8期計算期間末	(平成28年 3月23日)	157,617,955	157,787,944	9,272	9,282
第9期計算期間末	(平成28年 9月23日)	183,055,928	183,238,955	10,002	10,012
第10期計算期間末	(平成29年 3月23日)	489,549,280	489,943,463	12,419	12,429
第11期計算期間末	(平成29年 9月25日)	621,301,972	621,774,562	13,147	13,157
	平成28年10月末日	194,949,234	—	10,636	—
	11月末日	278,428,036	—	10,659	—
	12月末日	450,957,535	—	11,707	—
	平成29年 1月末日	455,407,071	—	12,170	—
	2月末日	457,478,131	—	12,355	—
	3月末日	502,780,235	—	12,299	—
	4月末日	478,283,733	—	12,101	—
	5月末日	587,320,408	—	11,732	—
	6月末日	731,860,905	—	11,824	—
	7月末日	640,406,514	—	12,589	—
	8月末日	565,495,545	—	12,586	—
	9月末日	606,938,314	—	12,915	—
	10月末日	438,076,700	—	12,571	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成24年 4月16日～平成24年 9月24日	10
第2期計算期間	平成24年 9月25日～平成25年 3月25日	10
第3期計算期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月24日	10
第4期計算期間	平成25年 9月25日～平成26年 3月24日	10
第5期計算期間	平成26年 3月25日～平成26年 9月24日	10
第6期計算期間	平成26年 9月25日～平成27年 3月23日	10
第7期計算期間	平成27年 3月24日～平成27年 9月24日	10
第8期計算期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月23日	10
第9期計算期間	平成28年 3月24日～平成28年 9月23日	10
第10期計算期間	平成28年 9月24日～平成29年 3月23日	10
第11期計算期間	平成29年 3月24日～平成29年 9月25日	10

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）

第1期計算期間	平成24年 4月16日～平成24年 9月24日	△3.5
第2期計算期間	平成24年 9月25日～平成25年 3月25日	25.4
第3期計算期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月24日	△5.2
第4期計算期間	平成25年 9月25日～平成26年 3月24日	△2.7
第5期計算期間	平成26年 3月25日～平成26年 9月24日	10.2
第6期計算期間	平成26年 9月25日～平成27年 3月23日	△16.8
第7期計算期間	平成27年 3月24日～平成27年 9月24日	△24.2
第8期計算期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月23日	20.6
第9期計算期間	平成28年 3月24日～平成28年 9月23日	8.0
第10期計算期間	平成28年 9月24日～平成29年 3月23日	24.3
第11期計算期間	平成29年 3月24日～平成29年 9月25日	5.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	平成24年 4月16日～平成24年 9月24日	441,461,959	54,627,300	386,834,659
第2期計算期間	平成24年 9月25日～平成25年 3月25日	350,622,927	369,765,934	367,691,652
第3期計算期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月24日	178,641,199	211,748,570	334,584,281
第4期計算期間	平成25年 9月25日～平成26年 3月24日	153,646,273	146,912,387	341,318,167
第5期計算期間	平成26年 3月25日～平成26年 9月24日	45,071,249	206,188,773	180,200,643
第6期計算期間	平成26年 9月25日～平成27年 3月23日	41,604,257	38,366,155	183,438,745
第7期計算期間	平成27年 3月24日～平成27年 9月24日	46,044,279	61,887,471	167,595,553
第8期計算期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月23日	21,492,873	19,098,461	169,989,965
第9期計算期間	平成28年 3月24日～平成28年 9月23日	27,629,153	14,591,343	183,027,775
第10期計算期間	平成28年 9月24日～平成29年 3月23日	404,478,974	193,323,154	394,183,595
第11期計算期間	平成29年 3月24日～平成29年 9月25日	431,838,204	353,431,670	472,590,129

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

短期金融資産　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	日本	506,078,000	2.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	16,690,550,756	97.06
合計(純資産総額)		17,196,628,756	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	社債券	第４２４回中部電力株式会社社債	100,000,000	102.11	102,115,000	102.11	102,110,000	2.000	2018/11/22	0.59
日本	社債券	第３１６回中国電力株式会社社債	100,000,000	102.18	102,183,000	102.03	102,032,000	2.075	2018/10/25	0.59
日本	社債券	第３５８回中国電力株式会社社債	100,000,000	101.78	101,789,000	101.66	101,666,000	1.702	2018/10/25	0.59
日本	社債券	第４１４回中部電力株式会社社債	100,000,000	100.43	100,432,000	100.16	100,164,000	2.700	2017/11/24	0.58
日本	社債券	第４８５回中部電力株式会社社債	100,000,000	100.28	100,280,000	100.10	100,106,000	1.770	2017/11/24	0.58

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
社債券	2.94
合計	2.94

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2012年４月16日
作成基準日：2017年10月31日

ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,269円
純資産総額	34.11億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:5,400円　直近1年間分配金合計額:960円

決算期	2017年6月	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月
分配金	80円	80円	80円	80円	80円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
LM・ブラジル・ボンド・ファンド(適格機関投資家専用)	97.8%
短期金融資産 マザーファンド	0.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2012年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2017年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2012年４月16日
作成基準日：2017年10月31日

ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,571円
純資産総額	4.38億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:110円

決算期	2015年9月	2016年3月	2016年9月	2017年3月	2017年9月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
LM-ブラジル・ボンド・ファンド(適格機関投資家専用)	98.4%
短期金融資産 マザーファンド	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2012年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2017年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込単位＞

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

前記　第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日又は申込日の翌営業日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

サンパウロ証券取引所の休業日

サンパウロの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファン

ドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜スイッチング＞

当ファンドはブラジル国債ファンドを構成する各ファンドの間において、スイッチング（※）の取扱いを行う場合があります。
上記受付不可日の場合は、スイッチングの取扱いは行いません。
販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
※スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。
（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：http://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜一部解約単位＞

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

＜受付不可日＞

一部解約受付日当日又は受付日の翌営業日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
サンパウロ証券取引所の休業日
サンパウロの銀行休業日
ニューヨークの銀行休業日

＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。
（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：http://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

イ．内国投資信託受益証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ロ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ハ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

公社債等

計算日における次のa.からc.までに掲げるいずれかの価額で評価します。

a.日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

c.価格情報会社の提供する価額

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成24年 4月16日（設定日）から平成33年 9月24日までとします。

ただし、下記「(5)その他　＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

○ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

原則として、毎月24日から翌月23日までとします。ただし、第１計算期間は平成24年4月16日から平成24年5月23日までとします。

○ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

原則として、毎年3月24日から9月23日まで及び9月24日から翌年3月23日までとします。ただし、第１計算期間は平成24年4月16日から平成24年9月24日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

＜運用報告書＞

○ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

委託会社は、毎年3月及び9月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

○ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

＜関係法人との契約の更改手続き＞

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振

替口座簿に記載又は記録されます。

④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

【ブラジル国債ファンド（毎月分配型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間(平成29年 3月24日から平成29年 9月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10特定期間 （平成29年 3月23日現在）	第11特定期間 （平成29年 9月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	195,460,386	175,727,717
投資信託受益証券	3,224,484,186	3,770,688,180
親投資信託受益証券	2,152,767	2,151,918
未収入金	6,016,572	85,809,197
流動資産合計	3,428,113,911	4,034,377,012
資産合計	3,428,113,911	4,034,377,012
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,063,337	46,106,202
未払解約金	114,501,758	158,297,683
未払受託者報酬	80,635	111,979
未払委託者報酬	2,660,912	3,695,358
未払利息	330	326
その他未払費用	13,430	18,653
流動負債合計	156,320,402	208,230,201
負債合計	156,320,402	208,230,201
純資産の部		
元本等		
元本	4,882,917,172	5,763,275,254
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,611,123,663	△1,937,128,443
（分配準備積立金）	63,168,027	4,945,880
元本等合計	3,271,793,509	3,826,146,811
純資産合計	3,271,793,509	3,826,146,811
負債純資産合計	3,428,113,911	4,034,377,012

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10特定期間 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日	第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日
営業収益		
受取配当金	153,009,827	196,594,574
受取利息	92	15
有価証券売買等損益	441,080,232	102,259,682
営業収益合計	594,090,151	298,854,271
営業費用		
支払利息	32,037	44,629
受託者報酬	432,492	592,058
委託者報酬	14,272,120	19,537,946
その他費用	72,245	99,125
営業費用合計	14,808,894	20,273,758
営業利益又は営業損失（△）	579,281,257	278,580,513
経常利益又は経常損失（△）	579,281,257	278,580,513
当期純利益又は当期純損失（△）	579,281,257	278,580,513
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,694,575	31,077,806
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,424,893,203	△1,611,123,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	610,168,906	696,684,784
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	610,168,906	696,684,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,154,296,890	1,000,688,957
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,154,296,890	1,000,688,957
分配金	206,689,158	269,503,314
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,611,123,663	△1,937,128,443

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
３.その他	ファンドの計算期間 第11特定期間は当特定期間末日が休業日のため、平成29年 3月24日から平成29年 9月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第10特定期間 (平成29年 3月23日現在)		第11特定期間 (平成29年 9月25日現在)	
１. 特定期間の末日における受益権の総数		4,882,917,172口		5,763,275,254口
２. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	1,611,123,663円	元本の欠損	1,937,128,443円
３. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.6700円	1口当たり純資産額	0.6639円
	(1万口当たり純資産額)	(6,700円)	(1万口当たり純資産額)	(6,639円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10特定期間 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日	第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日
分配金の計算過程 第54期 自 平成28年 9月24日	分配金の計算過程 第60期 自 平成29年 3月24日

第10特定期間 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日	第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日

至 平成28年10月24日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,935,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	705,094,806円
分配準備積立金額	D	166,192,484円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	891,222,879円
当ファンドの期末残存口数	F	3,384,127,072口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,633円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,073,016円

第55期

自 平成28年10月25日

至 平成28年11月24日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,617,151円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	847,520,388円
分配準備積立金額	D	153,421,099円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,021,558,638円
当ファンドの期末残存口数	F	3,916,097,242口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,608円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	31,328,777円

第56期

自 平成28年11月25日

至 平成28年12月26日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,237,104円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	966,816,043円
分配準備積立金額	D	135,096,873円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,126,150,020円
当ファンドの期末残存口数	F	4,351,589,857口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,587円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	34,812,718円

至 平成29年 4月24日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,203,997円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,163,199,224円
分配準備積立金額	D	61,326,428円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,250,729,649円
当ファンドの期末残存口数	F	5,024,840,049口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,489円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	40,198,720円

第61期

自 平成29年 4月25日

至 平成29年 5月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,434,932円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,227,240,268円
分配準備積立金額	D	45,517,055円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,299,192,255円
当ファンドの期末残存口数	F	5,276,917,891口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,462円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	42,215,343円

第62期

自 平成29年 5月24日

至 平成29年 6月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,093,177円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,371,384,507円
分配準備積立金額	D	28,767,714円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,431,245,398円
当ファンドの期末残存口数	F	5,873,457,923口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,436円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,987,663円

第10特定期間 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日	第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日

第57期

自 平成28年12月27日

至 平成29年 1月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,847,990円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,048,207,873円
分配準備積立金額	D	118,035,232円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,192,091,095円
当ファンドの期末残存口数	F	4,646,284,952口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,565円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	37,170,279円

第58期

自 平成29年 1月24日

至 平成29年 2月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,613,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,060,887,880円
分配準備積立金額	D	96,791,661円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,184,293,442円
当ファンドの期末残存口数	F	4,655,128,959口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,544円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	37,241,031円

第59期

自 平成29年 2月24日

至 平成29年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,280,123円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,126,529,213円
分配準備積立金額	D	77,951,241円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,228,760,577円
当ファンドの期末残存口数	F	4,882,917,172口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,516円
1万口当たり分配金額	H	80円

第63期

自 平成29年 6月24日

至 平成29年 7月24日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,139,035円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,372,725,209円
分配準備積立金額	D	11,963,660円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,417,827,904円
当ファンドの期末残存口数	F	5,872,017,996口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,414円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,976,143円

第64期

自 平成29年 7月25日

至 平成29年 8月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,150,782円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,371,566,910円
分配準備積立金額	D	995,174円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,402,712,866円
当ファンドの期末残存口数	F	5,877,405,482口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,386円
1万口当たり分配金額	H	80円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,019,243円

第65期

自 平成29年 8月24日

至 平成29年 9月25日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,161,312円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,328,693,899円
分配準備積立金額	D	1,600,944円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,362,456,155円
当ファンドの期末残存口数	F	5,763,275,254口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,364円
1万口当たり分配金額	H	80円

第10特定期間 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日			第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,063,337円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,106,202円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第11特定期間 (平成29年 9月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

	第11特定期間 (平成29年 9月25日現在)
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

区分	第10特定期間 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日	第11特定期間 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,388,634,886円	4,882,917,172円
期中追加設定元本額	3,223,678,803円	2,780,651,456円
期中一部解約元本額	1,729,396,517円	1,900,293,374円

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第10特定期間 （平成29年 3月23日現在）	第11特定期間 （平成29年 9月25日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△68,289,143	185,439,317
親投資信託受益証券	－	－
合計	△68,289,143	185,439,317

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＬＭ・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）	5,546,761,077	3,770,688,180	
投資信託受益証券合計		5,546,761,077	3,770,688,180	
親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	2,120,953	2,151,918	
親投資信託受益証券合計		2,120,953	2,151,918	
合計			3,772,840,098	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラジル国債ファンド（年２回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成29年 3月24日から平成29年 9月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 （平成29年 3月23日現在）	第11期 （平成29年 9月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,352,618	51,034,555
投資信託受益証券	486,476,120	605,547,339
親投資信託受益証券	142,736	142,680
未収入金	10,026,942	6,083,095
流動資産合計	507,998,416	662,807,669
資産合計	507,998,416	662,807,669
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	394,183	472,590
未払解約金	16,161,254	37,703,482
未払受託者報酬	55,431	97,455
未払委託者報酬	1,829,073	3,215,892
未払利息	19	94
その他未払費用	9,176	16,184
流動負債合計	18,449,136	41,505,697
負債合計	18,449,136	41,505,697
純資産の部		
元本等		
元本	394,183,595	472,590,129
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	95,365,685	148,711,843
（分配準備積立金）	46,568,845	63,972,505
元本等合計	489,549,280	621,301,972
純資産合計	489,549,280	621,301,972
負債純資産合計	507,998,416	662,807,669

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自　平成28年 9月24日 至　平成29年 3月23日	第11期 自　平成29年 3月24日 至　平成29年 9月25日
営業収益		
受取配当金	19,928,474	32,282,045
受取利息	21	4
有価証券売買等損益	53,983,142	26,690,502
営業収益合計	73,911,637	58,972,551
営業費用		
支払利息	5,632	8,406
受託者報酬	55,431	97,455
委託者報酬	1,829,073	3,215,892
その他費用	9,192	16,233
営業費用合計	1,899,328	3,337,986
営業利益又は営業損失（△）	72,012,309	55,634,565
経常利益又は経常損失（△）	72,012,309	55,634,565
当期純利益又は当期純損失（△）	72,012,309	55,634,565
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	25,314,826	10,543,695
期首剰余金又は期首欠損金（△）	28,153	95,365,685
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,232,864	85,336,656
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,232,864	85,336,656
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,198,632	76,608,778
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,198,632	76,608,778
分配金	394,183	472,590
期末剰余金又は期末欠損金（△）	95,365,685	148,711,843

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
３.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年3月24日から9月23日まで、及び9月24日から翌年3月23日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第11期計算期間は平成29年 3月24日から平成29年 9月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第10期 (平成29年 3月23日現在)	第11期 (平成29年 9月25日現在)
１. 計算期間の末日における受益権の総数	394,183,595口	472,590,129口
２. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2419円 (1万口当たり純資産額) (12,419円)	1口当たり純資産額 1.3147円 (1万口当たり純資産額) (13,147円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期
自 平成28年 9月24日
至 平成29年 3月23日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,338,825円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	265,805,420円

第11期
自 平成29年 3月24日
至 平成29年 9月25日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,496,107円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,209,221円
収益調整金額	C	360,618,877円

第10期 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日			第11期 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日		
分配準備積立金額	D	32,624,203円	分配準備積立金額	D	22,739,767円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	312,768,448円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	425,063,972円
当ファンドの期末残存口数	F	394,183,595口	当ファンドの期末残存口数	F	472,590,129口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,934円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,994円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	394,183円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	472,590円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第11期 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第11期 (平成29年 9月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券

	第11期 (平成29年 9月25日現在)
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

区分	第10期 自 平成28年 9月24日 至 平成29年 3月23日	第11期 自 平成29年 3月24日 至 平成29年 9月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	183,027,775円	394,183,595円
期中追加設定元本額	404,478,974円	431,838,204円
期中一部解約元本額	193,323,154円	353,431,670円

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第10期 (平成29年 3月23日現在)	第11期 (平成29年 9月25日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	42,191,051	25,693,450
親投資信託受益証券	△42	△56

合計	42,191,009	25,693,394

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	LM・ブラジル・ボンド・ファンド（適格機関投資家専用）	890,772,786	605,547,339	
投資信託受益証券合計		890,772,786	605,547,339	
親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	140,627	142,680	
親投資信託受益証券合計		140,627	142,680	
合計			605,690,019	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。
なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

短期金融資産　マザーファンド

貸借対照表

	平成29年 9月25日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,415,332,683
社債券	300,946,000
未収利息	2,721,843
流動資産合計	7,719,000,526
資産合計	7,719,000,526
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,400,023
未払利息	13,788
流動負債合計	1,413,811
負債合計	1,413,811
純資産の部	
元本等	
元本	7,606,795,223
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	110,791,492
元本等合計	7,717,586,715
純資産合計	7,717,586,715
負債純資産合計	7,719,000,526

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成29年 9月25日現在
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成29年 9月25日現在
1．計算期間の末日における受益権の総数		7,606,795,223口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0146円
	(1万口当たり純資産額)	(10,146円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	平成29年 9月25日現在
1 .金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 .金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3 .金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 9月25日現在
1 .貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 .時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 .金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

区分	平成29年 9月25日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 3月24日
期首元本額	7,400,356,109円
期中追加設定元本額	9,380,066,007円
期中一部解約元本額	9,173,626,893円
期末元本額	7,606,795,223円
期末元本額の内訳	
ＴＣＡグローバル・キャピタルファンド（毎月決算型）	98,805円
グローバルＣＢファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	345,772円
グローバルＣＢファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	163,107円
グローバルＣＢファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	11,222円
グローバルＣＢファンド・資源国通貨コース（毎月分配型）	63,307円
グローバルＣＢファンド・米ドルコース（毎月分配型）	128,472円
グローバルＣＢファンド・円コース（毎月分配型）	51,066円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５	742,698,595円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	54,978,907円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	23,594,814円
ＴＣＡファンド（ＳＭＡ専用）	4,985,175円
バランスＧ（２５）ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,760,615,573円
ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	5,988,848円
ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	2,120,953円
ブラジル国債ファンド（年２回決算型）	140,627円
ＳＬＩ　ＧＡＲＳファンド（ＳＭＡ専用）	9,874円
ブラジル高配当株オープン（毎月決算型）	9,880,568円
新興国社債ファンド（為替ヘッジなし）（毎月決算型）	9,874円
新興国社債ファンド（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	4,946円
ヨーロッパ高配当株オープン（毎月決算型）	9,871円
アメリカ高配当株オープン（毎月決算型）	296,510円
アメリカ高配当株オープン（年２回決算型）	98,901円
米国成長株式ファンド	493,486円
グローバルＣＢファンド・ブラジルレアルコース（年１回決算型）	992円
グローバルＣＢファンド・豪ドルコース（年１回決算型）	992円

区分	平成29年 9月25日現在
グローバルＣＢファンド・南アフリカランドコース（年１回決算型）	992円
グローバルＣＢファンド・資源国通貨コース（年１回決算型）	992円
グローバルＣＢファンド・米ドルコース（年１回決算型）	990円
グローバルＣＢファンド・円コース（年１回決算型）	992円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成29年 9月25日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	△6,111,000
合計	△6,111,000

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「短期金融資産　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	第４１４回中部電力株式会社社債	100,000,000	100,432,000	
	第４８５回中部電力株式会社社債	100,000,000	100,280,000	
	第３１１回中国電力株式会社社債	100,000,000	100,234,000	
合計		300,000,000	300,946,000	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【ブラジル国債ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

（平成29年10月31日現在）

Ⅰ　資産総額	3,472,391,089円
Ⅱ　負債総額	60,904,610円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,411,486,479円
Ⅳ　発行済口数	5,442,131,362口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6269円
（1万口当たり純資産額）	（6,269円）

【ブラジル国債ファンド（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

（平成29年10月31日現在）

Ⅰ　資産総額	448,609,608円
Ⅱ　負債総額	10,532,908円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	438,076,700円
Ⅳ　発行済口数	348,469,575口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2571円
（1万口当たり純資産額）	（12,571円）

（参考）

短期金融資産　マザーファンド

純資産額計算書

（平成29年10月31日現在）

Ⅰ　資産総額	17,196,686,467円
Ⅱ　負債総額	57,711円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,196,628,756円
Ⅳ　発行済口数	16,951,137,811口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0145円
（1万口当たり純資産額）	（10,145円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成29年10月31日現在）

資本金の額　　：3億円
発行可能株式総数　：12,000株
発行済株式総数　　：3,000株
最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。
取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。
また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。
取締役会は、社長が招集し、議長となります。
社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。
取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。
取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

［DO（実行）］

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

［CHECK（検証・評価）］

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。
このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。
また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。
こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。
さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成29年12月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。
平成29年10月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	491	9,473,699
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	67	245,738
単位型公社債投資信託	0	0
合計	558	9,719,437

3【委託会社等の経理状況】

(1)　委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)　委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成28年3月31日現在）		当事業年度 （平成29年3月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		16,534,066		20,260,630
前払費用		102,445		143,622
未収委託者報酬		5,528,610		5,252,944
繰延税金資産		121,367		61,677
その他		5,566		5,474
流動資産合計		22,292,056		25,724,348
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	55,487	※1	47,993
器具備品	※1	90,924	※1	73,765
その他	※1	3,748	※1	2,830
有形固定資産合計		150,160		124,589
無形固定資産				
ソフトウェア		215,175		221,499
その他		5,886		6,656
無形固定資産合計		221,062		228,156
投資その他の資産				
投資有価証券		63,797		71,153
長期前払費用		8,021		9,828
長期貸付金		22,838		19,838
会員権		25,000		25,000
繰延税金資産		123,235		137,359
その他		235		145
貸倒引当金		△22,838		△19,838
投資その他の資産合計		220,289		243,485
固定資産合計		591,512		596,231
資産合計		22,883,569		26,320,580

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年3月31日現在）	当事業年度 （平成29年3月31日現在）
負債の部		

流動負債		
預り金	14,543	13,630
未払金	3,057,975	2,883,924
未払収益分配金	－	45
未払手数料	2,223,498	2,099,678
その他未払金	834,477	784,201
未払費用	64,411	67,780
未払法人税等	1,445,329	863,230
未払消費税等	246,748	91,120
賞与引当金	98,630	98,072
その他	3,100	3,100
流動負債合計	4,930,740	4,020,860
固定負債		
資産除去債務	12,926	13,148
退職給付引当金	389,941	437,197
その他	3,056	2,065
固定負債合計	405,924	452,411
負債合計	5,336,665	4,473,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	68,500	71,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	14,729,555	19,026,944
利益剰余金合計	16,898,055	21,198,444
株主資本合計	17,548,055	21,848,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,151	△1,134
評価・換算差額等合計	△1,151	△1,134
純資産合計	17,546,904	21,847,309
負債・純資産合計	22,883,569	26,320,580

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度

		（自　平成27年4月　1日 至　平成28年3月31日）		（自　平成28年4月　1日 至　平成29年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		32,163,066		30,245,448
営業収益合計		32,163,066		30,245,448
営業費用				
支払手数料		14,102,687		12,880,325
広告宣伝費		126,914		95,688
公告費		2,765		3,094
調査費		6,758,898		6,239,223
調査費		331,886		360,520
委託調査費		6,425,175		5,876,937
図書費		1,836		1,766
営業雑経費		1,399,773		1,460,885
通信費		17,552		24,920
印刷費		349,902		370,785
協会費		26,659		30,665
諸会費		105		105
情報機器関連費		927,524		943,725
その他営業雑経費		78,029		90,684
営業費用合計		22,391,039		20,679,217
一般管理費				
給料		2,123,392		1,874,710
役員報酬		89,280		89,520
給料・手当		1,759,320		1,526,244
賞与		274,792		258,946
退職給付費用		73,742		76,106
福利費		222,276		221,018
交際費		6,004		5,612
旅費交通費		67,392		61,961
租税公課		73,989		106,691
不動産賃借料		125,339		113,697
減価償却費		126,985		134,710
業務委託費	※1	209,510	※1	486,690
諸経費		217,580		223,685
一般管理費合計		3,246,214		3,304,885
営業利益		6,525,812		6,261,346

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成27年4月　1日 至　平成28年3月31日）	当事業年度 （自　平成28年4月　1日 至　平成29年3月31日）
営業外収益		
受取利息	8,092	4,669
収益分配金	2,026	129
投資有価証券売却益	350	307

貸倒引当金戻入		3,000		3,000
その他		5,272		1,591
営業外収益合計		18,742		9,697
営業外費用				
長期前払費用償却	※1	27,866	※1	4,644
支払補償費		1,893		―
投資有価証券売却損		365		604
その他		14		0
営業外費用合計		30,139		5,249
経常利益		6,514,415		6,265,794
税引前当期純利益		6,514,415		6,265,794
法人税、住民税及び事業税		2,183,255		1,889,846
法人税等調整額		△11,403		45,558
法人税等合計		2,171,851		1,935,405
当期純利益		4,342,563		4,330,389

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			4,342,563	4,342,563	4,342,563
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	―	4,309,563	4,312,563	4,312,563
当期末残高	68,500	2,100,000	14,729,555	16,898,055	17,548,055

	評価・換算差額等	

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	3,235	3,235	13,238,726
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			4,342,563
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,386	△4,386	△4,386
当期変動額合計	△4,386	△4,386	4,308,177
当期末残高	△1,151	△1,151	17,546,904

当事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	68,500	2,100,000	14,729,555	16,898,055	17,548,055
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			4,330,389	4,330,389	4,330,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	―	4,297,389	4,300,389	4,300,389
当期末残高	71,500	2,100,000	19,026,944	21,198,444	21,848,444

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,151	△1,151	17,546,904
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			4,330,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	16	16
当期変動額合計	16	16	4,300,405

当期末残高	△1,134	△1,134	21,847,309

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ28千円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成28年3月31日）		当事業年度 （平成29年3月31日）	
建　　物	54,302	千円	62,231	千円
器具備品	263,257	〃	298,576	〃

その他	841	〃	1,759	〃
計	318,401	〃	362,567	〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）		当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	
業務委託費	39,733	千円	39,286	千円
長期前払費用償却	27,866	〃	4,644	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

4．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成29年3月31日	平成29年6月30日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成28年3月31日） **（単位:千円）**

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	16,534,066	16,534,066	－

（2）未収委託者報酬	5,528,610	5,528,610	－
（3）投資有価証券 その他有価証券	63,794	63,794	－
（4）未払金	(3,057,975)	(3,057,975)	－
（5）未払法人税等	(1,445,329)	(1,445,329)	－

(*) 負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

当事業年度（平成29年3月31日）　　（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	20,260,630	20,260,630	－
（2）未収委託者報酬	5,252,944	5,252,944	－
（3）投資有価証券 その他有価証券	71,149	71,149	－
（4）未払金	(2,883,924)	(2,883,924)	－
（5）未払法人税等	(863,230)	(863,230)	－

(*) 負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金、並びに（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額　　（単位:千円）

区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
非上場株式	3	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）　　（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,534,066	－	－	－
未収委託者報酬	5,528,610	－	－	－
投資有価証券 投資信託	－	6,265	17,912	－

当事業年度（平成29年3月31日）　　（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,260,630	－	－	－
未収委託者報酬	5,252,944	－	－	－
投資有価証券 投資信託	－	10,402	18,313	2,499

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日現在） **（単位:千円）**

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	10,329	9,998	330
小計	10,329	9,998	330
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	53,465	55,455	△ 1,989
小計	53,465	55,455	△ 1,989
合計	63,794	65,453	△ 1,659

当事業年度（平成29年3月31日現在） **（単位:千円）**

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	15,551	14,322	1,228
小計	15,551	14,322	1,228
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	55,598	58,463	△ 2,864
小計	55,598	58,463	△ 2,864
合計	71,149	72,785	△1,635

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日） **（単位:千円）**

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
20,015	350	365

当事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日） **（単位:千円）**

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
12,699	307	604

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項　（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
（1）退職給付債務	389,941	437,197
（2）退職給付引当金	389,941	437,197

（注）1．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
2．当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3．退職給付費用に関する事項　（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
（1）退職給付費用	73,742	76,106

（注）1．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
2．金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で14,434千円、当事業年度で14,321千円であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成28年3月31日）		当事業年度 （平成29年3月31日）	
繰延税金資産				
未払事業税	86,931	千円	28,688	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	6,993	〃	6,074	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	30,437	〃	30,265	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	119,400	〃	133,869	〃
その他	7,674	〃	6,972	〃
繰延税金資産 合計	251,436	〃	205,870	〃
繰延税金負債				
投資有価証券売却益益金不算入額	△6,833	〃	△6,833	〃
繰延税金負債 合計	△6,833	〃	△6,833	〃
繰延税金資産の純額	244,602	〃	199,037	〃

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）
（セグメント情報）
当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）
1．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報
（1）営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,979,867千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,568,158千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要性がないため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	10,100,152	未払手数料	1,682,049
							投資助言費用の支払	4,834,722	その他未払金	460,620

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	9,520,775	未払手数料	1,563,065
							投資助言費用の支払	4,979,747	その他未払金	455,942

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

前事業年度（平成28年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成29年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度（平成28年3月31日）	当事業年度（平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	5,848,968円06銭	7,282,436円46銭
1株当たり当期純利益金額	1,447,521円33銭	1,443,463円05銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度（自　平成27年4月 1日 至　平成28年3月31日）	当事業年度（自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日）
当期純利益	4,342,563千円	4,330,389千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	4,342,563千円	4,330,389千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成29年12月25日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称　　：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（平成29年3月末日現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成29年3月末日現在）	事業の内容

三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

３【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

①名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
②設立年月日　：平成12年6月20日
③資本金の額　：51,000百万円（平成29年3月末日現在）
④事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３【その他】

(1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論

見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。

(3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。

(5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。

(6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

(7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。

(10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年６月２日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川　芳樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成29年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２９年１１月２４日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　松崎雅則　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成２９年3月２４日から平成２９年9月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成２９年9月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２９年１１月２４日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　松崎雅則　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成２９年３月２４日から平成２９年９月２５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成２９年９月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。